



国保・後期短期人間ドック助成制度 定期的に健康チェック

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方に人間ドック費用を助成します。助成を受ける場合は事前に申請が必要となりますので、ご注意ください。

■助成額

人間ドック（特定健康診査の内容を含むもの）の検査費用額の70%（オプション検査分を含め、5万円を限度）

※オプションには、脳ドックを含みますが、**オプションのみは助成対象外**となります。

■利用条件（人間ドック受検時）

- ・国民健康保険に加入後、6カ月以上経過している35歳以上の方
- ・後期高齢者医療制度の方
- ・同一年度に当該助成を受けていない方
- ・納期限の到来している保険税や保険料を完納している世帯の方
- ・令和2年度実施予定の町の健診を受診していない方、または受診予定のない方
- ・短期人間ドックの検査結果を町に提出し、町が保存して特

定健康診査および特定保健指導に利用することに同意される方

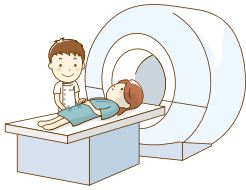
・町が保存する短期人間ドックの検査結果を社会保険診療報酬支払基金に報告することに同意される方

■**利用方法** 人間ドック予約後、受診日までに町民税務課国保年金係へ申請してください。

※**人間ドック受診後の申請は助成対象外となります。**

■**必要なもの** 保険証、印鑑、人間ドックの予約内容が分かる書類など

■**その他** 申請方法などについては、町民税務課国保年金係へお問い合わせください。町ホームページをご覧ください。



国民健康保険 保険が変わった場合は手続きを

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

退職などで国保に加入するときや、就職などで社会保険（国民健康保険組合含む）に加入して国保をやめようとするときは届け出が必要です。届け出は原則14日以内に行ってください。

■国保に加入する場合

退職などをしたときに発行される証明書（資格喪失連絡票など）で日付を確認し、国保加入の手続きをします。

例えば「職場の健康保険などをやめたとき」や「扶養から外れたとき」で、次の必要書類をご持参の上、町民税務課国保年金係で手続きをしてください。

- ①印鑑（スタンプ印は不可）、職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失連絡票など）
- ②世帯主および国保に加入する方の個人番号が分かるもの
- ③60歳以下の方は年金手帳など、基礎年金番号が分かるもの

※②、③が不明な場合は①のみ
ご持参ください。

■国保をやめる場合

就職などで社会保険証が発行された後に、国保をやめる届け出を行ってください。届け出が遅れると国保税と保険料が二重

に課される場合があります。

例えば「職場の保険に加入したとき」や「扶養に入ったとき」で、次の必要書類をご持参の上、町民税務課国保年金係で手続きをしてください。

- ①印鑑、新たに加入した全員の社会保険証など
- ②国保の保険証（社保に加入した世帯員分）
- ③世帯主および国保をやめる方の個人番号が分かるもの

※③が不明な場合は、①および②をご持参ください。

■留意事項

各手続きについては、ご本人と同一世帯の方でも可能です。また、社会保険などに加入後、国保の保険証を使って医療機関を受診すると、町が負担した医療費を返還していただくことになりますので、必ず受けた医療機関に保険証が変わったことを伝えてください。



高額医療・高額介護合算療養費制度 世帯の費用負担が軽減されます

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

「高額医療・高額介護合算療養費制度」とは、医療保険と介護保険の両方を利用して世帯の費用負担を軽減するための制度です。

■制度の内容

同一の医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など）の世帯内で、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が一定額を超えた場合、申請によりその超えた分の金額が支給されます。

■自己負担限度額

下記表のとおり

■申請方法

【芝山町国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者】

支給対象となる世帯（平成30年8月1日から令和元年7月31日までの間に加入の医療保険に変更があった世帯を除く）に対して、申請関係書類を郵送します。定められた期間内に町民税務課国保年金係へ申請してください（申請に関する問い合わせなども受け付けます）。

【その他の医療保険（職場の健康保険など）の加入者】

加入している医療保険の窓口へ申請してください。その際、事前に福祉保健課介護保険係（☎77-3925）で介護保険分の「自己負担額証明書」の交付を受け、そこで発行された書類を添付してください。

申請に関する問い合わせなどについても、加入している医療保険の窓口へお願いします。



■70歳以上の自己負担限度額（平成30年8月以降）

所得区分	自己負担額度額 (医療保険+介護保険)
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ(区分Ⅱ)	31万円
低所得者Ⅰ(区分Ⅰ)	19万円

※「高額療養費」および「高額介護サービス費」として支給される分は除きます。

■70歳未満の自己負担限度額

所得区分	自己負担額度額 (医療保険+介護保険)
ア 所得901万円超	212万円
イ 所得600万円超901万円以下	141万円
ウ 所得210万円超600万円以下	67万円
エ 所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	60万円
オ 住民税非課税世帯	34万円

国保加入者の訪問指導を実施しています

町民税務課 国保年金係

☎77・3913
保健センター
☎77・1891

同一疾病で複数の病院を受診している方などを対象に、家庭訪問による健康相談を行います。この事業は保健センターの保健師が訪問し、皆さんの健康に関するさまざまな悩みや心配なこと、日常生活の改善について相談や助言をさせていただきます。

■相談内容

- ・現在の持病や治療の内容について
- ・食事や運動など日常生活の改善方法について
- ・薬の飲み合わせなどについて
- ・心や身体のことでの悩みや不安について

※訪問につきましては、ご理解とご協力をお願いします。

